

埼玉県就学事務手続 実施要項

(令和7年9月1日版)

埼玉県教育委員会

目 次

I	趣 旨	1
II	埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画.....	3
III	障害の種類及び程度について.....	5
IV	就学・転学等の手続き	9
1	新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学.....	9
(1)	年度当初の就学・転学	9
(2)	年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学	10
(3)	追加相談の場合	11
(4)	継続協議の実施について	12
(5)	年度途中で小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学.....	13
2	年度途中で県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学.....	14
3	年度途中で病弱以外の県立特別支援学校へ転学.....	14
4	病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学.....	15
5	年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学.....	16
6	年度当初に県立特別支援学校間の転学.....	17
7	年度途中で県立特別支援学校間の転学.....	18
8	県立特別支援学校から県外の学校へ転学.....	19
9	区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）	20
(1)	入院及び施設入所等に伴うもの	20
(2)	年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）	20
10	年度途中の区域外就学（県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い 埼玉県立特別支援学校へ区域外就学を希望した場合）	21
11	区域外就学の終了	22
12	国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学.....	22
13	病気療養児の訪問教育	23
14	指定校の変更.....	24
15	その他.....	24
(1)	県教育委員会と協議する場合	24
(2)	就学猶予又は免除する場合	24
V	就学相談及び就学事務に必要な様式一覧	25
VI	埼玉県立特別支援学校の通学区域.....	58
VII	埼玉県内にある特別支援学校及び相談機関等一覧.....	70

*小中学校等とは、小中学校及び義務教育学校のことである。

I 趣 旨

この実施要項は、障害のある幼児児童生徒が、県立特別支援学校へ就学する場合等の、就学・転学に係る相談及び就学に係る事務手続を遺漏なく行うために作成したものである。

就学先決定の在り方については、平成24年7月の中央教育審議会（中教審）答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正された。

またこの改正に伴い、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう、文部科学省が平成25年10月に「教育支援資料」を作成したが、令和3年6月に、障害のある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を変更した。

本実施要項を活用した手続を進めるにあたっては、これらの国の通知や資料の趣旨や内容を十分に踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援についての共通理解を深めることが大切である。

また、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、その時点で本人にとってよりよい学びの場を選択及び決定することの重要性について重ねてご留意いただきたい。

【平成24年7月中央教育審議会答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」のポイント】

- 就学基準に該当する障害のある子供は、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。
- 市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする。
- 最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

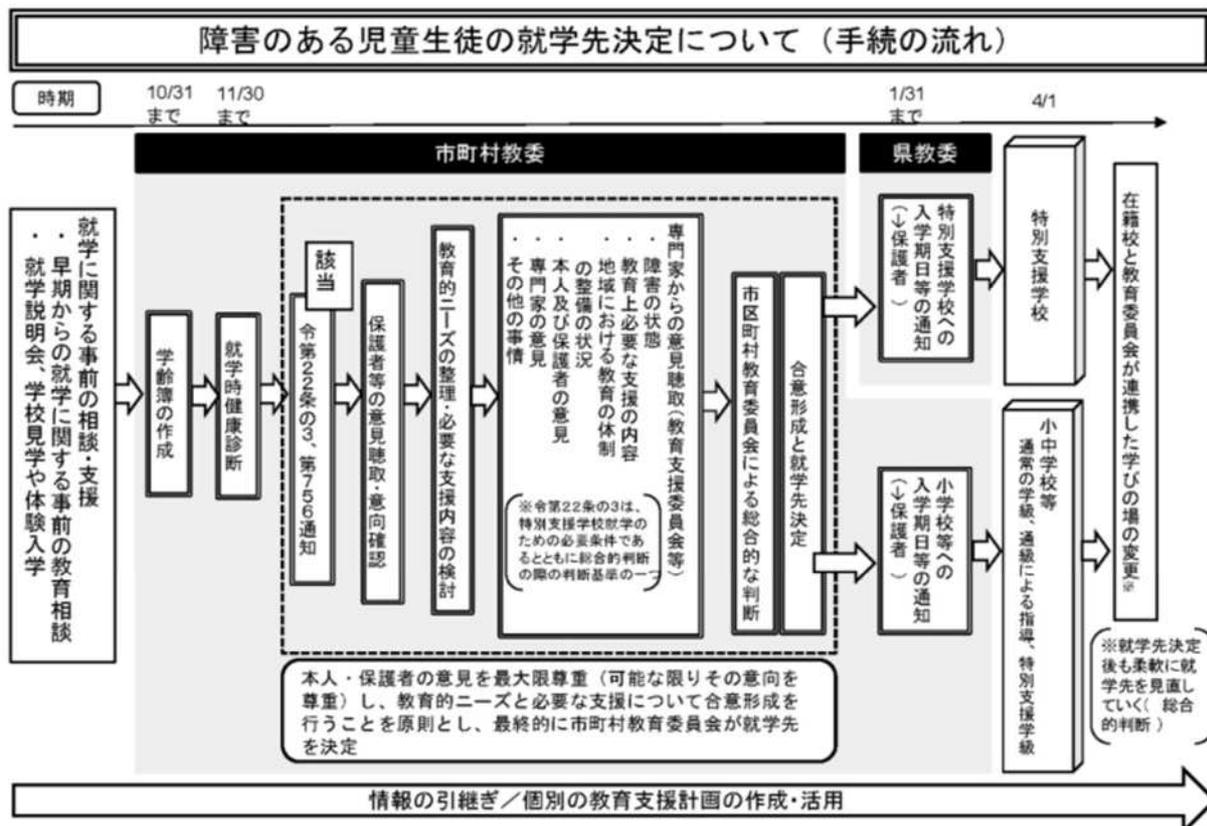
【平成25年9月1日付け25文科初第655号「学校教育法施行令の一部改正について（通知）の概要】

- 1 就学先を決定する仕組みの改正
市町村教育委員会における認定特別支援学校就学者*以外と認定特別支援学校就学者に対する通知について
- 2 障害の状態等の変化を踏まえた転学
障害の状態の変化、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等による転学の規定の整備について
- 3 視覚障害者等による区域外就学等
区域外就学等の規定の整備について
- 4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大
市町村教育委員会において、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことについて

*認定特別支援学校就学者…視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

【令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」の概要】

- 第1編 「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方を解説
- 第2編 従前からの、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説
- 第3編 第1編の「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項を記載
- 別冊 医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等について記載



文部科学省資料

II 埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画

月	市町村教育委員会	県教育委員会	県立特別支援学校
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○就学事務担当者の報告 ○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議参加者名の報告 		<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県障害児就学支援委員会調査員の報告 ○就学相談担当教頭の報告
	○障害のある幼児児童生徒の教育相談、必要に応じ就学相談開始		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議 ○就学に関する状況調査の報告 		
6月	各市町村における教育相談及び就学相談活動		学校見学・学校公開等を実施
7月		○第1回埼玉県障害児就学支援委員会	
8月			
9月		○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議	○小学部・中学部就学・転学に係る相談についての説明会
			○就学・転学に係る相談会の内容等について、県教育委員会へ報告
10月	○学齢簿の編成 (10月中)		

11 月		○就学時健康診断の実施 (11月中)		○小中学校等への転学希望者について 県教育委員会へ報告
		○各市町村就学支援委員 会の開催	○第2回埼玉県障害児就学支援委員会	
		○就学・転学相談票受理会 認定特別支援学校就学者について、指定様式 にて県教育委員会へ報告(県下4会場)		
12 月	上旬		○就学・転学に係る相談連絡会 市町村教育委員会から提出された就学・ 転学相談票等を県立特別支援学校へ配布 し就学・転学に係る相談会の実施を連絡	
	中旬		○小中学校等への転学希 望者について市町村教 育委員会へ相談依頼	○就学・転学に係る相談会 の実施 ○就学・転学に係る相談資 料の作成
	下旬	必要に応じて追加相談又は継続協議 (就学先決定まで)		
1 月	上旬		○埼玉県障害児就学支援委員会 専門部会 ※開催が必要な場合	
	中旬			
	下旬		○入学期日及び学校 指定通知の発	
2 月		○「学齢簿の原本の加 除訂正」の通知を県 教育委員会へ提出		○第3回埼玉県障害児就学支援委員会
3 月				

Ⅲ 障害の種類及び程度について

以下の障害の種類及び程度は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付25文科初第756号通知を参考にまとめたものであり、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の程度を示しているが、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みとなっていることに留意されたい。

視覚障害者（強度の弱視者を含む）	○両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>不可能又は著しく困難な程度</u> のもの	視覚障害の特別支援学校
	○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>困難な程度</u> のもの	弱視特別支援学級
	○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>困難な程度</u> の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	通級による指導
	【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。 ・年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。 ※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	
聴覚障害者（強度の難聴者を含む）	○両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>不可能又は著しく困難な程度</u> のもの	聴覚障害の特別支援学校
	○補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>困難な程度</u> のもの	難聴特別支援学級
	○補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>困難な程度</u> の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	通級による指導
	【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。 ※聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。	
知的障害者	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに <u>頻繁に援助を必要とする程度</u> のもの ②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害の特別支援学校

知的障害者	<p>○知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に<u>軽度の困難</u>があり日常生活を営むのに<u>一部援助が必要</u>で、社会生活への適応が<u>困難</u>である程度のも</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。 ・標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を診断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。 	知的障害 特別支援学級
肢体不自由者	<p>①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が<u>不可能又は困難な程度</u>のもの</p> <p>②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、<u>常時の医学的観察指導を必要とする程度</u>のもの</p> <p>○補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に<u>軽度の困難がある程度</u>のもの</p> <p>○肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。 	<p>肢体不自由の特別支援学校</p> <p>肢体不自由特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>
病弱者（身体虚弱者を含む）	<p>①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が<u>継続して医療又は生活規制を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②身体虚弱の状態が<u>継続して生活規制を必要とする程度</u>のもの</p> <p>①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が<u>持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②身体虚弱の状態が<u>持続的に生活の管理を必要とする程度</u>のもの</p> <p>○病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制を要する期間等を考慮して判断を行うこと。 	<p>病弱の特別支援学校</p> <p>病弱・身体虚弱特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>

言語障害者	○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害 特別支援学級
	○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	通級による 指導
自閉症者	○自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	○自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導
情緒障害者	○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導
学習障害者	○全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導
注意欠陥多動性障害者	○年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	通級による 指導

《重複障害のある児童生徒等について》

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

《小学校又は中学校等への就学》

① 特別支援学級

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

② 通級による指導

障害の判断に当たっては、上記の留意点の他、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

《就学義務の猶予又は免除について》

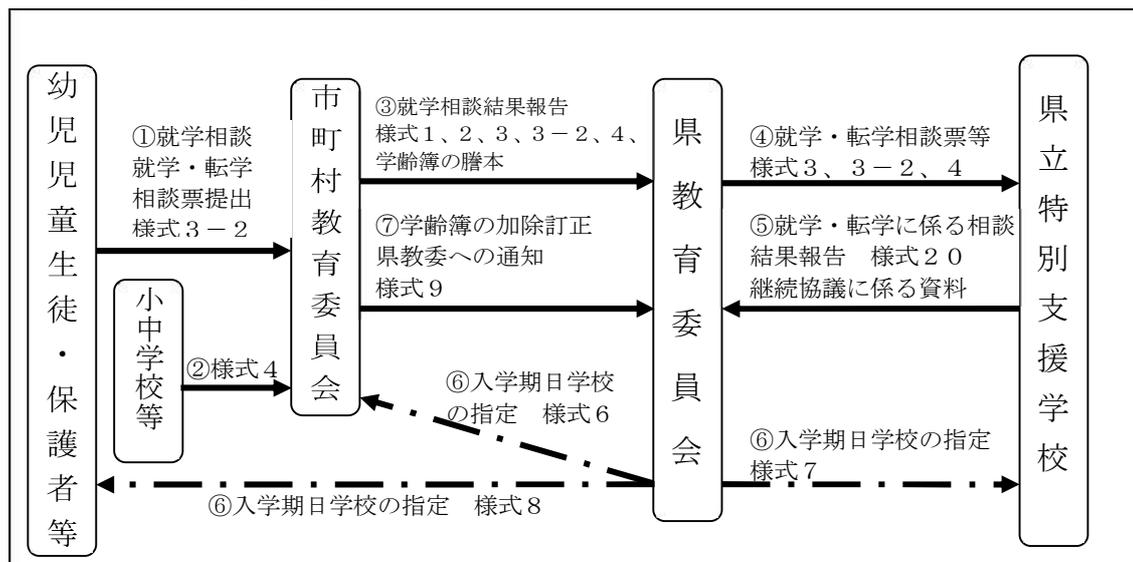
治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、市町村教育委員会は就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

IV 就学・転学等の手続き

- ※ いずれにおいても、転学の場合は、転学手続き終了後、転入校から転出校へ転入学した旨を通知するとともに、転出校より転入校へ必要書類（在学証明書、教科書給与証明書、指導要録の写し等）を送付する。
- ※ 表中に特に指定がない場合は提出は1部とする。
- ※ 「学齢簿の謄本」については、磁気ディスクをもって学齢簿を調製している場合には、学齢簿に記録されている事項を記録した書類(公印を要しない)をもって提出できることとする。

1 新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学

(1) 年度当初の就学・転学



○病弱以外の県立特別支援学校へ

- ① 市町村教育委員会は、保護者（施設長）が記入した様式3-2をもとに就学（転学）相談を実施し、その結果及び、専門家を含む機関（市町村就学支援委員会）の意見に基づいて障害の種類・程度等を判断する。
- ② 転学の場合には、在籍学校長から市町村教育委員会へ様式4を提出する。
- ③ 市町村教育委員会は受理会において、特別支援学校に就学することが望ましいと判断する者について、県教育委員会に報告する。
(様式1、2、3、3-2、4、学齢簿の謄本の提出)
- ④ 県教育委員会は各県立特別支援学校の校長及び就学相談担当者による打合せ会を実施し、就学・転学に係る相談を実施する児童生徒について報告するとともに相談資料（様式3、3-2）を配付する。
- ⑤ 県立特別支援学校は、報告された児童生徒の就学・転学に係る相談会を行い、その結果を整理し、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、様式20に記載せずに継続協議に係る資料を提出する。継続協議を実施後、県立特別支援学校へ就学・転学が考えられるケースについて、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。
- ⑥ 県教育委員会は、1月末までに「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）等により、各保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑦ 市町村教育委員会は、県教育委員会から「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）を受理した後、当該児童生徒に係る学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）により、県教育委員会に通知する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及 び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
年度当初の就学・転学	保護者から市町村へ				①					
	在籍学校長から市町村へ					②様式 4のみ				
	小中から市町村へ									転学の場合
	市町村から県へ (受理会)	③	③	③	③2部	③2部 転学のみ				必要に応じて医師の意見 書等写しを添付
	県から 特別支援学校へ (相談連絡会)				④	④ 転学のみ				
	特別支援学校から 県へ						⑤ 様式 20			必要に応じて継続協議に 係る資料を添付
	県から 特別支援学校へ							⑥		
	県から市町村へ							⑥		
	県から保護者へ							⑥		
	市町村から県へ								⑦	

(2) 年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学

基本的には、他の県立特別支援学校へ就学（転学）する場合と同様の手続きを行う。

保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の県立特別支援学校に入学又は転学を希望し、その必要が認められた後、当該県立特別支援学校において就学・転学に係る相談を受ける。

なお、病弱の県立特別支援学校は次のことを速やかに行う。

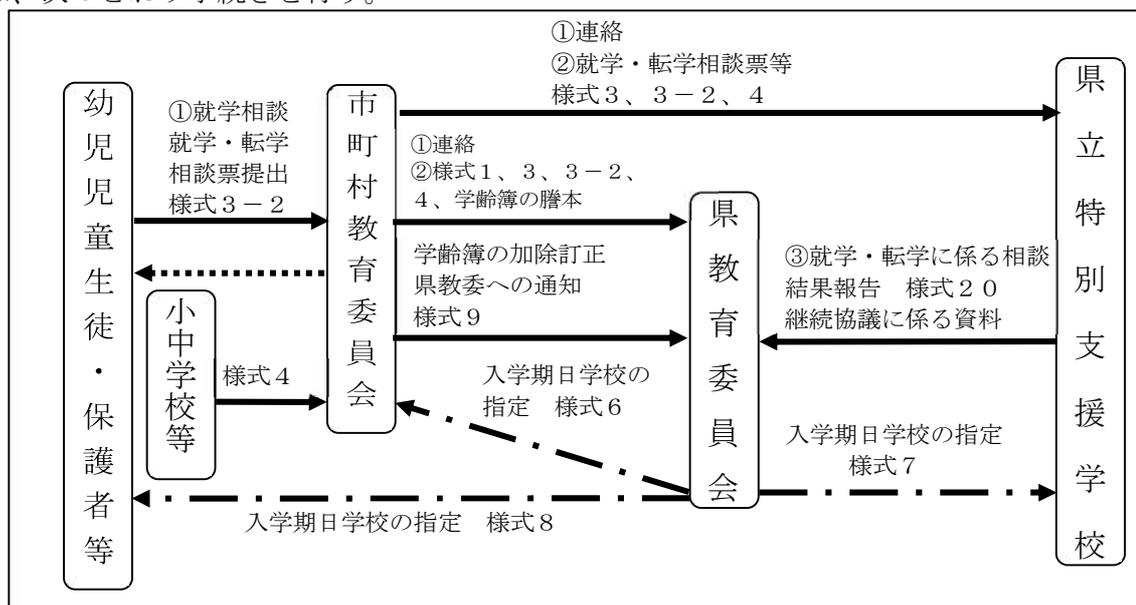
ア 保護者（施設長）に、住所の存する市町村教育委員会に当該県立特別支援学校に就学（転学）する旨申し出るよう指示する。

イ 就学・転学に係る相談を実施した後、住所の存する市町村教育委員会に対して、その旨連絡する。中学部に就学の場合は、在籍小学校長にも併せて連絡する。

ウ 「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会に提出する。

(3) 追加相談の場合

県教育委員会への報告後に、新たに就学（転学）希望者が出た場合（追加相談という）には、次のとおり手続きを行う。



- ① 市町村教育委員会は、県教育委員会に電話で連絡の上、就学（転学）相談先の県立特別支援学校に連絡し、必要書類「就学・転学相談票」（様式 3 及び 3-2）を保護者（施設長）とともに用意し、就学・転学に係る相談日を調整する。
- ② 市町村教育委員会は、「就学・転学相談票」（様式 3 及び 3-2）が準備できたら、当該県立特別支援学校長あて速やかに提出するとともに、県教育委員会に必要書類（様式 1、3、3-2、学齢簿の謄本）を提出する。また、転学相談の場合は、「転学資料」（様式 4）を併せて県立特別支援学校及び県教育委員会へ提出する。
- ③ 県立特別支援学校は、就学・転学に係る相談実施後、速やかに「就学・転学に係る相談資料」（様式 20）を作成し、県教育委員会に提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、継続協議に係る資料を添付する。
以降は、(1) の場合と同様の手続きを行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及 び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
追加相談・年度途中の転学	市町村から県へ									電話①
	市町村から特別支援学校へ									電話①
	小中から市町村へ					○				転学の場合
	市町村から保護者へ				①					
	市町村から県へ	②	②		②	② 転学のみ				必要に応じて医師の意見書等写しを添付
	市町村から特別支援学校へ				②	② 転学のみ				
	特別支援学校から県へ						③ 追加 20 途中 5			必要に応じて継続協議に係る資料を添付
	県から特別支援学校へ							○		
	県から市町村へ							○		
	県から保護者へ							○		
	市町村から県へ							○		

(4) 継続協議の実施について

市町村教育委員会が、保護者の意向を踏まえつつ、県立特別支援学校への就学が望ましいと判断した幼児児童生徒について、就学・転学に係る相談を実施した結果、なお他校への就学の可能性を検討すべき場合等、継続協議が必要なケースについて実施する。

ア 対象者について

- 小中学校特別支援学級等への就学が考えられる児童生徒
- 他の特別支援学校への就学が考えられる児童生徒
- 就学・転学に係る相談実施校との継続協議を必要とする児童生徒

イ 方法

継続協議の内容に応じ、以下から適切な方法を選択し、実施する。なお、その際、埼玉県障害児就学支援委員会から専門的な意見・助言を聴取し、協議の場に提供等して合意形成を図れるよう調整をすすめる。

- ・市町村教育委員会、継続協議に係る資料を提出した県立特別支援学校による協議を実施する。
- ・保護者と市町村教育委員会による再度の面談を実施する。
- ・保護者と市町村教育委員会、継続協議に係る資料を提出した県立特別支援学校の三者による面談を実施する。
- ・その他、必要に応じて県教育委員会を含め関係者が集まり面談・協議を実施する。

(5) 年度途中で小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学

- ① 保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の県立特別支援学校に入学又は転学を希望し、その必要が認められた後、県立特別支援学校において転学相談及び転学についての説明を受ける。さらに、保護者（施設長）は、住所の存する市町村教育委員会及び在籍学校長に対してその旨を連絡する。
- ② 病弱の県立特別支援学校は、転学相談実施後、転学相談結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめ、速やかに県教育委員会に報告する。
- ③ 保護者（施設長）は、転学相談後に、住所の存する市町村教育委員会及び在籍学校長に対して、速やかに転学する旨を申し出る。
- ④ 在籍学校長は、転学資料（様式4）を速やかに市町村教育委員会に提出する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会と病弱の県立特別支援学校長に対し、必要書類（様式1、4、学齢簿の謄本）を送付する。
- ⑥ 県教育委員会は、「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒転学期日学校等通知書」を保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑦ 市町村教育委員会は、学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに、「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）を県教育委員会に通知する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式1	学齢簿の謄本	様式2 Excelで提出	様式3・3-2	様式4及び支援プラン	様式20・様式5	様式6・7・8	様式9	備考
年度途中で小中学校等から病弱の特別支援学校へ転学	保護者から特別支援学校へ									入院許可を受け、転学希望を申し出た上、許可・説明を受ける。①
	病弱特別支援学校から県へ						② 様式5			
	保護者から市町村教委へ									転学の申し出③
	保護者から校長へ									転学の申し出③
	小中から市町村へ					④				
	市町村から県へ	⑤	⑤			⑤				
	市町村から病弱特別支援学校へ					⑤				
	県から市町村へ							⑥		
	県から特別支援学校へ							⑥		
	県から保護者へ							⑥		
市町村から県へ								⑦		

2 年度途中で県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学

追加相談の場合（p 11 参照）と同様の手続を行う。

ただし、「転学資料」（様式4）については、市町村教育委員会は、当該児童生徒が現に在籍している学校長に対し、様式を送付した上で「転学資料」の作成を依頼する。また、当該校で重複障害学級対象児童生徒である場合には、認可されていることを示す書類の写しも併せて送付するよう依頼する。

県立特別支援学校から県への報告は「年度途中転学相談資料」（様式5）を用いる。

3 年度途中で病弱以外の県立特別支援学校へ転学

（障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学）

年度途中で、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情により、視覚障害者等になった場合は、転学の手続きを行う。

ア この場合、あらかじめ市町村教育委員会は、必要書類（県教育委員会より指示）を添えて教育局県立学校部特別支援教育課長と協議するものとする。

イ 県教育委員会が県立特別支援学校での教育が適切であろうと判断した場合、市町村教育委員会は、追加相談と同様の手続を行うものとする。

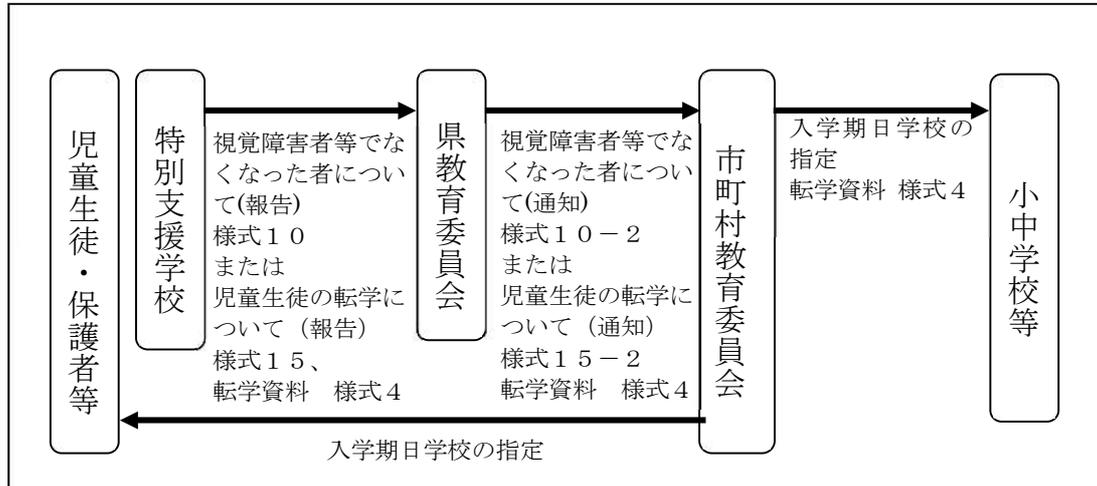
ウ 県教育委員会及び県立特別支援学校及び市町村教育委員会は、追加相談と同様の手続を行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式1	学齢簿の謄本	様式3・3-2	様式4及び支援プラン	様式5	様式6・7・8	様式9	備考
小中学校等から病弱以外の特別支援学校へ	小中から市町村へ				○				
	市町村から県へ	○	○	○	○				
	市町村から特別支援学校へ			○	○				
	県から特別支援学校へ			○	○				
	特別支援学校から県へ					○			
	県から特別支援学校へ						○		
	県から市町村へ						○		
	県から保護者へ						○		
	市町村から県へ							○	

4 病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学

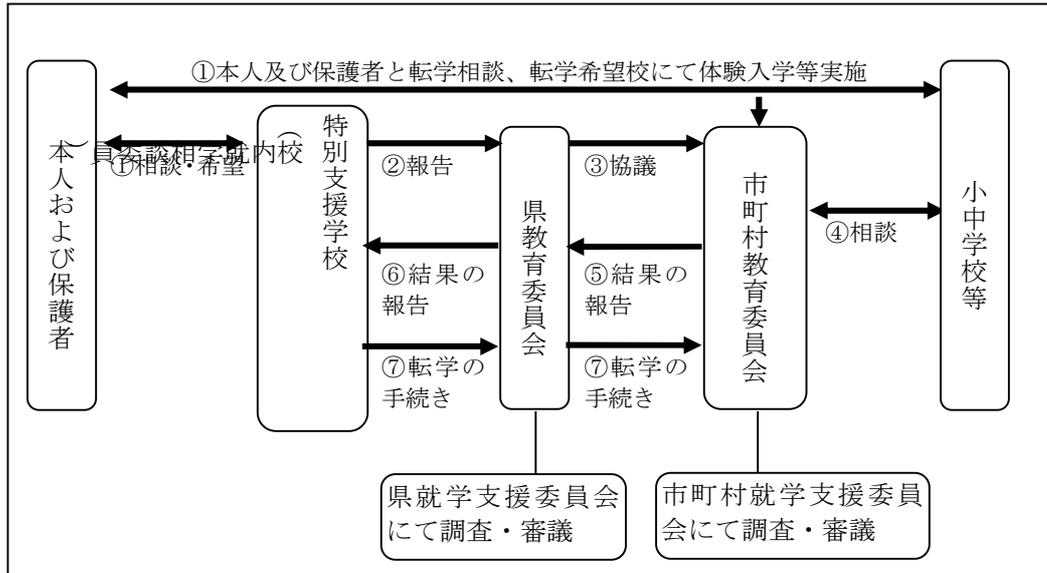
隣接する病院を退院することが適当であると判断された場合、若しくは通院加療後、小中学校等への復帰が可能と判断された場合、随時転学の手続きをとる。

その際、疾病等の完治により、視覚障害者等でなくなった場合は、「視覚障害者等でなくなった者について」(様式10)により、それ以外の場合については「児童生徒の転学について」(様式15)を使って報告を行う。



該当項目	書類をどこからどこへ	様式4	様式10	様式10-2	様式15	様式15-2	備考
病弱の特別支援学校から小中学校等へ	病弱特別支援学校から県へ	○	※1		※1		※1 児童生徒の実態に応じて様式10または15のどちらか
	県から市町村へ	○		※2		※2	※2 児童生徒の実態に応じて様式10-2または15-2のどちらか

5 年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学



- ①②児童生徒・保護者の希望や、障害の状態の変化、地域の小中学校の状況、該当の小中学校等での体験入学等の様子等を総合的に判断して、転学が考えられる場合、県教育委員会へ報告する。
- ③ 報告のあった児童生徒について、埼玉県障害児就学支援委員会にて調査・審議する。専門家の意見を聴取し、県教育委員会は、障害の状態及び程度が、小中学校等への転学が望ましいものであると判断した場合は、該当市町村教育委員会へ転学相談を依頼する。
- ④ 市町村教育委員会は、該当者の転学相談を実施し、市町村就学支援委員会にて調査・審議、転学相談の結果を判断する。
- ⑤⑥ 市町村教育委員会は、転学相談の結果を県教育委員会を通じて県立特別支援学校へ報告する。
- ⑦ 市町村教育委員会が小中学校等への転学が適切であると判断した場合は、転学の手続きを行う。

※ 県立特別支援学校における手続きの詳細は、令和7年9月1日付け教特第356号「令和8年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」を参照すること。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式17	様式4	支援プラン	実転学依頼	実転学報告	結果通知	様式15	様式15-2	備考
特別支援学校から小中学校等へ	特別支援学校から県へ	②	②	②						
	県から市町村へ		③	③	③					
	市町村から県へ					⑤				
	県から特別支援学校へ						⑥			
	特別支援学校から県へ							⑦		転学が確定した場合
	県から市町村へ							⑦		転学が確定した場合

6 年度当初に県立特別支援学校間の転学

年度当初に県立特別支援学校間の転学をする場合は、次の手続きを行う。

なお、手続きの詳細は、令和7年9月1日付け教特第356号「令和8年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」を参照すること。

- ① 転出校は必要書類を所定の期日（11月上旬）までに県教育委員会に提出する。必要に応じて医師の所見を添付する。
- ② 県教育委員会は、就学・転学に係る相談会において、転入先校長に必要書類各1部を送付する。
- ③ 転入校は、就学・転学に係る相談会にて転学相談を実施し、その結果を整理し、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、継続協議に係る資料を添付する。
- ④ 県教育委員会は、埼玉県障害児就学支援委員会における協議を踏まえ、1月末までに「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」等（様式6・7・8）により、各保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会から「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）を受理した後、当該児童生徒に係る学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）により、県教育委員会に通知する。

障害種の異なる県立特別支援学校への転学の希望が保護者よりあった場合、在籍校は保護者に対して十分な情報提供を行い丁寧な教育相談を実施すると共に、転学希望先学校へ情報提供を行い、十分に連携を図り、見学・体験等を実施した上で手続きを行うこと。

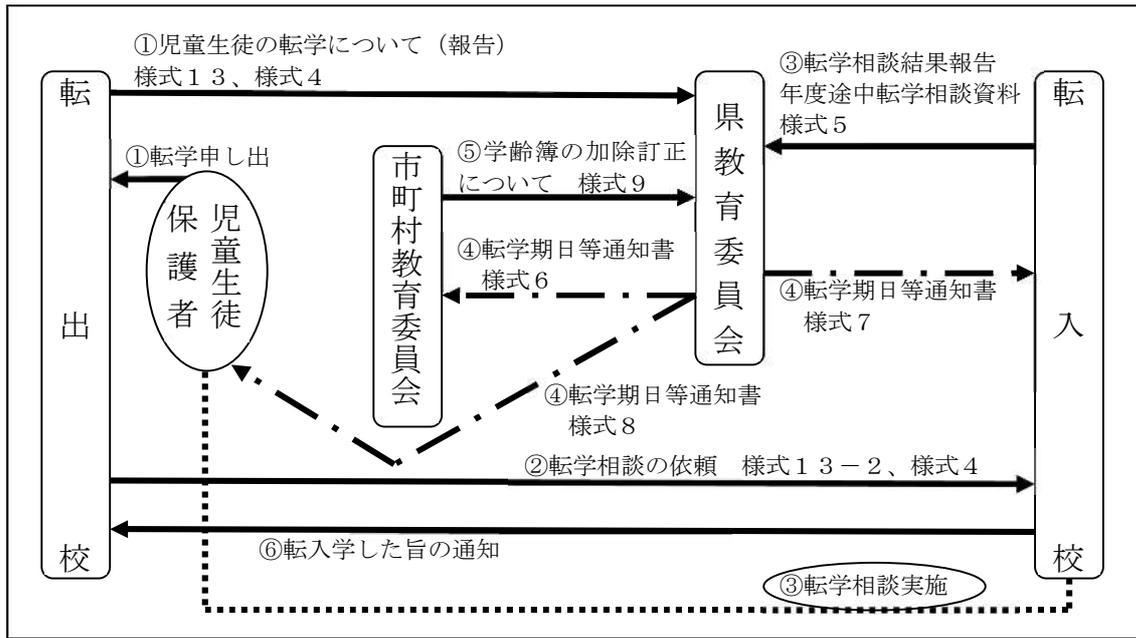
該当項目	書類をどこからどこへ	様式16	様式4	支援プラン	様式20	様式6 7 8	様式9	備考
年度当初に特別支援学校から特別支援学校へ	転出校から県へ	①	①	①				※関係書類
	県から転入校へ		②	②				
	転入校から県へ				③			
	県から転入校へ					④		
	県から市町村へ					④		
	県から保護者へ					④		
	市町村から県へ						⑤	

※ 関係書類…必要に応じ、医師の所見等

※ 県内市立特別支援学校への転学も同様の手続きを行う。

※ 令和7年9月1日付け教特第356号「令和8年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」に示す期日を過ぎてからのケースについては、県教育委員会に連絡をし提出書類について確認する。

7 年度途中に県立特別支援学校間の転学



年度途中で転居若しくは施設入所に伴って障害種が異なる他の県立特別支援学校に転学する場合及び、病弱の県立特別支援学校から他の障害種の県立特別支援学校への転学は、上図に示す転学手続きを行う。

- ① 転出校は、保護者等から転学の申し出を受けた後、必要書類を添えて県教育委員会に報告する。
- ② 転出校は、必要書類を添えて転入先校長あて転学相談を依頼する。
- ③ 転入校は、転学相談を実施し、その結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめて、県教育委員会に報告する。
- ④ 県教育委員会は、転入先校長から「年度途中転学相談資料」（様式5）が提出された後、速やかに当該児童生徒の保護者（施設長）、当該県立特別支援学校長及び関係市町村教育委員会に対し「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学期日学校等通知書」等（様式6・7・8）を送付する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会から期日等通知書の送付を受けたときは、県教育委員会に対して、速やかに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）を行う。
- ⑥ 転入校は、転入学した旨を前籍学校長に通知する。

なお、転出校は、当該県立特別支援学校間及び関係市町村教育委員会並びに入所する施設の長と緊密な連携を取り合うようにする。転出校は、必要に応じて医師の所見も添える。また、当該校で重複障害学級対象児童生徒である場合は、認可通知の写しも併せて送付する。

- ※ 病弱特別支援学校からの転学以外の障害種の異なる特別支援学校間の転学は、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学となるので、特別支援教育課へ連絡し指示を受ける。
- ※ 病弱特別支援学校への転学については、保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の特別支援学校に転学を希望し、その必要が認められた後、当該特別支援学校において就学・転学相談を受ける。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 4	様式 5	様式 6 7 8	様式 9	様式 13	様式 13-2	備考
学もしくは障害種の特別支援学校間の転学もしくは病弱特別支援学校から他の障害種の特別支援学校へ	転出校から県へ	①				①		
	転出校から転入校へ	②					②	
	転入校から県へ		③					
	県から転入校へ			④				
	県から市町村へ			④				
	県から保護者へ			④				
	市町村から県へ				⑤			

- ※ 病弱特別支援学校からの転学以外の障害種の異なる特別支援学校間の転学は、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学となるので、特別支援教育課へ連絡し指示を受ける。
- ※ 病弱特別支援学校への転学については、保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の特別支援学校に転学を希望し、その必要が認められた後、当該特別支援学校において就学・転学相談を受ける。

8 県立特別支援学校から県外の学校へ転学

- 転出校は、児童生徒の転居先が決まったら、該当の市町村の教育委員会へ連絡を取るよう保護者に伝える。
- 転学の手続きは、転居先の市町村教育委員会の担当になる。
- 学校長は、様式13及び様式4により県教育委員会に報告する。
- 転居先の教育委員会または転入校からの要請に応じて、転学資料等必要書類をそろえ速やかに諸手続を行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 4	様式 13	備考
県立特別支援学校から県外の学校へ	転出校から県へ	○	○	※転居先の教育委員会や転入校の要請に応じて必要な書類を送付する。

- ※ 転出校は、児童生徒の転居先が決まったら、該当の市町村の教育委員会へ連絡を取るよう保護者に伝える。

9 区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）

(1) 入院及び施設入所等に伴うもの

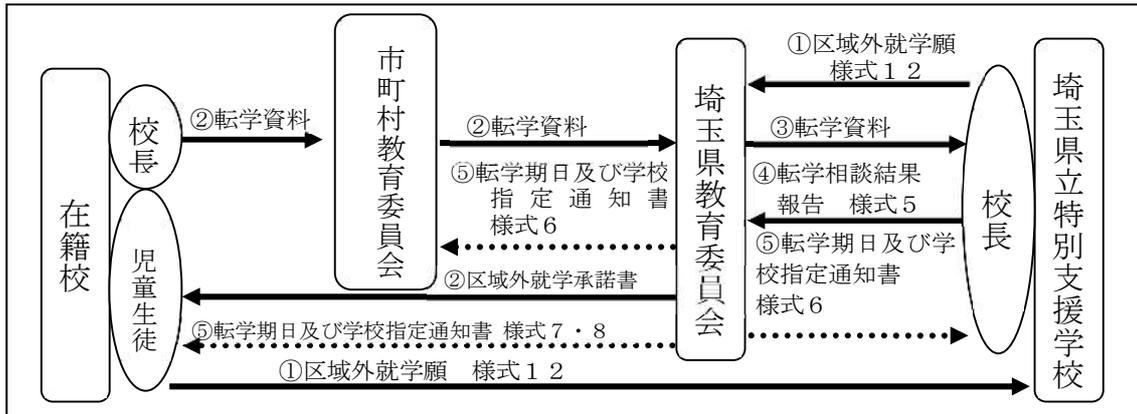
- 都道府県によって手続きが異なるため、当該都県教育委員会や市区教育委員会に問い合わせを行い、必要な書類を整える。
- 市町村立学校から県外の都県立特別支援学校や市区立特別支援学校へ区域外就学する場合、市町村教育委員会から埼玉県教育委員会への書類の提出は不要。
- 県立特別支援学校から県外の都県立特別支援学校や市区立特別支援学校へ区域外就学をする場合、転出先特別支援学校と連絡を取り、手続きを進めるとともに、様式13及び様式4を埼玉県教育委員会へ提出する。
- いずれの場合も、埼玉県教育委員会を経由して書類の提出を求められた場合、速やかに埼玉県教育委員会へ連絡する。

(2) 年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）

- 保護者から相談を受けた場合、受け入れ先の教育委員会、及び県教育委員会と協議を行う。
- 都県によって手続きが異なるため、当該都県教育委員会や市区教育委員会に問い合わせを行い、必要な書類を整える。

※ 県で指定する様式はない。

10 年度途中の区域外就学（県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い埼玉県立特別支援学校へ就学を希望した場合）



- ① 保護者より入院及び施設入所等に伴い区域外就学の希望を受けた県立特別支援学校は、県教育委員会へ電話で一報を入れるとともに、当該保護者へ「区域外就学願」（様式12）を渡し記入を依頼する。当該保護者より提出された様式12を県教育委員会へ送付する。
- ② 県教育委員会は当該保護者へ区域外就学承諾書を送付するとともに、当該児童生徒が在住している市町村の教育委員会を通じて、転学に係る資料の送付を依頼する。
- ③ 県教育委員会は、当該市町村教育委員会から送付された転学に関する資料を県立特別支援学校へ送付する。
- ④ 県立特別支援学校は、転学相談を実施するとともに、その結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめて、県教育委員会に報告する。
- ⑤ 県教育委員会は、「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」等（様式6・7・8）により、保護者、市町村教育委員会、及び県立特別支援学校長あてに通知する。

※ 年度当初に区域外就学をする場合は、居住地の市町村教育委員会は県教育委員会に一報し、区域外就学の手続きを行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	学齢簿の謄本	様式3 ・ 3-2 (病弱以外)	様式4	様式5	様式6 7 8	様式12	診断書等	学区承域諾外書就	備考
特別支援学校へ区域外就学 県外児童生徒が埼玉県立	特別支援学校から保護者へ						①			当該保護者へ作成を依頼する
	特別支援学校から県へ						①			
	県から保護者へ								②	保護者は居住地の市区町村教育委員会へ提出する
	市町村(他都県)から県へ	②	②	② 転学のみ					②	区域外就学依頼文書 その他関係書類
	市町村(他都県)から特別支援学校へ		○	○						※年度途中の場合
	県から特別支援学校へ		③	③						※年度当初の場合
	特別支援学校から県へ					④				
	県から特別支援学校へ						⑤			
	県から市町村(他都県)へ						⑤			
県から保護者へ						⑤				

1 1 区域外就学の終了

(1) 県外より小中学校等へ戻る場合

市町村教育委員会は、区域外就学を終了し転入学の連絡を受けた場合、速やかに転学期日指定通知を行う。

(2) 県外より県立特別支援学校へ戻る場合

県立特別支援学校は、転入学の連絡を受けた場合、必要に応じて転学相談を実施するとともに、「年度途中転学相談資料」（様式5）を県教育委員会へ提出し、県教育委員会は速やかに市町村教育委員会・県立特別支援学校・保護者に対して転学期日学校等通知（様式6・7・8）を行う。

(3) 県立特別支援学校より県外へ戻る場合

県立特別支援学校は様式4及び様式13（小中学校に戻る場合は様式10）により県教育委員会に報告する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式5	様式6 7 8	様式9	期日学校 指定通知	様式4	様式10	様式10 -2	様式13	様式13 -2	備考
(1) 県外より小中学校等へ戻る	市町村から保護者へ				○						市町村の様式による
(2) 県外より埼玉 県立特別支援 学校へ戻る	特別支援学校から県へ	○									
	県から特別支援学校へ		○								
	県から		○								
	市町村(他都県)へ		○								
	県から保護者へ		○								
(3) 埼玉県立特別 支援学校より 県外へ戻る	市町村から県へ			○							
	特別支援学校から県へ					○	○				小中学校へ戻る場合
	県から					○		○			
	市町村(他都県)へ					○			○		
	特別支援学校から県へ					○			○		特別支援学校へ戻る場合
	特別支援学校から転入校へ					○				○	

1 2 国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学

- 保護者は、当該国立及び私立特別支援学校に転入学したい旨を直接連絡するとともに、当該校の指示により必要書類をそろえ、速やかに転学の手続きを行う。
- 県立特別支援学校から転学する場合、校長は様式4及び様式13により県教育委員会へ報告するとともに、転入校の求めに応じて書類を送付する。

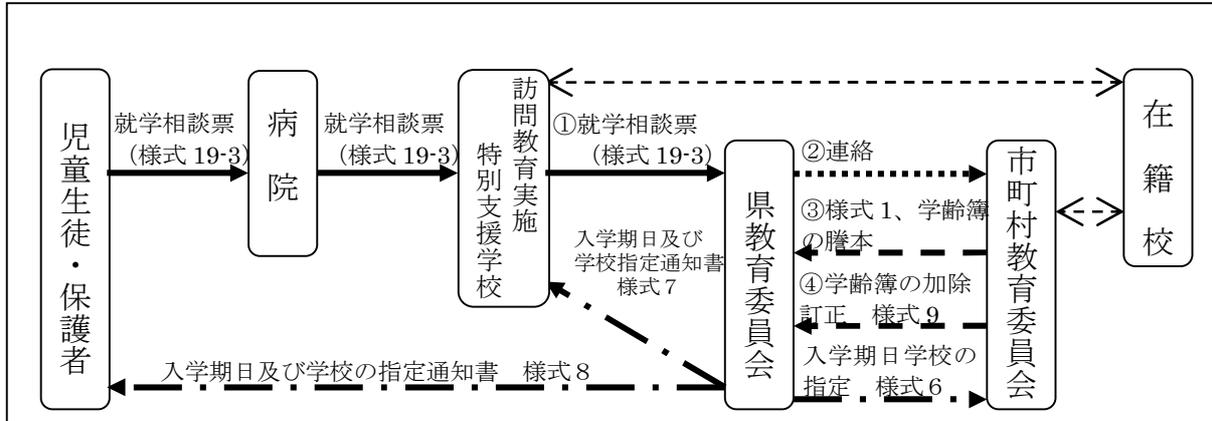
項 該 目 当	書類をどこからどこへ	様式4	様式13	備考
県立特別支援学校から国立、私立の特別支援学校へ	転出校から県へ	○	○	※転入校の要請に応じて必要な書類を送付する。

※ 市町村立学校から転学する場合は県への報告の必要はない。

1 3 病気療養児の訪問教育（下記の担当校及び協力病院のみ）

学齢児童生徒の入院期間が1ヶ月以上あり、医療専念ではなく教育を受けることが可能と協力病院の主治医が判断し、本人及び保護者が県立肢体不自由の県立特別支援学校の訪問教育を希望した場合は、転学の手続きを行う。

(1) 開始の手順



- ① 病気療養児訪問教育実施校は、病院から提出された「就学相談票」（様式 19-3）を県教育委員会に提出する。
- ② 県教育委員会は、市町村教育委員会へ当該児童生徒から訪問教育を受ける希望が出された旨を連絡する。
- ③ 市町村教育委員会は、様式 1 及び学齢簿の謄本を県教育委員会に提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、様式 6 の送付を受けたときは、県教育委員会に対して、速やかに様式 9 を作成し報告する。

(2) 終了の手順

- ア 訪問教育実施校は、病院から退院の連絡を受けたときは、速やかに必要書類を県教育委員会に提出する。
- イ 市町村教育委員会は、県教育委員会から送付された「視覚障害者等でなくなった者について（通知）」（様式 10-2）に基づき、転学先の学校を決定し、速やかに当該児童生徒の保護者及び当該小中学校等長に対し入学期日学校等通知を行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学齢簿の謄本	様式 6 7 8	様式 9	様式 10	様式 10-2	様式 19-3	様式 19-4	期日学校指定通知	備考
開始時	保護者から病院へ							①			
	病院から特別支援学校へ							①			
	特別支援学校から県へ							①			
	県から市町村へ										連絡②
	市町村から県へ	③	③								
	県から市町村へ			○							
	県から特別支援学校へ			○							
	県から保護者へ			○							
	市町村から県へ					④					
終了時	特別支援学校から県へ					ア			ア		
	県から市町村へ						イ		イ		
	市町村から該当校へ									○	市町村の様式による

*** 担当校及び協力病院 (31 病院)**

担当校	協 力 病 院 名
蓮田特別支援学校	県立がんセンター、愛友会伊奈病院、のぞみ会希望病院
熊谷特別支援学校	社会医療法人熊谷総合病院、本庄総合病院、徳洲会羽生総合病院
越谷特別支援学校	川口市立医療センター、獨協医科大学埼玉医療センター
和光特別支援学校	埼玉メディカルセンター、戸田中央総合病院、TMGあさか医療センター、TMG宗岡中央病院、新座志木中央総合病院、三慶会指扇病院、さいたま赤十字病院
日高特別支援学校	埼玉石心会病院、埼玉医科大学病院、国立病院機構西埼玉中央病院
宮代特別支援学校	済生会加須病院、土屋小児病院、幸仁会堀中病院、秀和会秀和総合病院、慈弘会岩槻中央病院
川島ひばりが丘特別支援学校	愛友会上尾中央総合病院、愛友会上尾中央第二病院、埼玉医科大学総合医療センター、北里大学メディカルセンター、埼玉県総合リハビリテーションセンター、東松山市立市民病院
秩父特別支援学校	秩父市立病院
所沢おおぞら特別支援学校	国立障害者リハビリテーションセンター病院

1 4 指定校の変更

※ 埼玉県立特別支援学校に就学する場合、埼玉県立特別支援学校通学区域（P 5 8～6 9）により学校を指定している。原則として、指定された学校に就学するが、県教育委員会は、保護者からの指定校の変更の事由が相当であると認めるときは、指定校を変更する。

なお、手続きについては、例年 9 月中に発出する別途通知に従うこと。

1 5 その他

(1) 県教育委員会と協議する場合

次の場合の就学等の手続きは、教育局県立学校部特別支援教育課長と協議する。

- ア 学齢児童生徒が、海外からの帰国児童生徒である場合
- イ 学齢児童生徒が、不就学であった場合
- ウ 学齢児童生徒が、住民票を異動しないで転居した場合
- エ 学齢児童生徒が、長期間にわたって居所不明となっていた場合
- オ その他、通常の就学等の手続きと異なる場合など

(2) 就学猶予又は免除する場合

病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の就学義務の猶予又は免除の手続きについては、学校教育法第 1 8 条及び学校教育法施行規則第 3 4 条等に基づいて行う。

V 就学相談及び就学事務に必要な様式一覧

○ 特別支援学校等への就学（転学）について（通知） ……	様式 1	(P26)
○ 整理票 ……	様式 2	(P27)
○ 就学・転学相談票（教育委員会記入用） ……	様式 3	(P28)
○ 就学・転学相談票（保護者記入用） ……	様式 3 - 2	(P29)
	添付資料①	(P30)
	添付資料②	(P32)
○ 転学資料 ……	様式 4	(P34)
○ 年度途中転学相談資料 ……	様式 5	(P35)
○ 埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校 等通知書 ……	様式 6	(P36)
○ 学齢児童生徒入学（転学）期日指定通知書 ……	様式 7	(P37)
○ 入学（転学）期日及び学校指定通知書 ……	様式 8	(P38)
○ 入学（転学）届 ……	様式 8 - 2	(P39)
○ 学齢簿の原本の加除訂正について（通知） ……	様式 9	(P40)
○ 視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若 しくは病弱者でなくなった者について（報告） ……	様式 10	(P41)
○ 視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若 しくは病弱者でなくなった者について（通知） ……	様式 10 - 2	(P42)
○ 区域外就学願（埼玉県教育委員会あて） ……	様式 12	(P43)
○ 児童生徒の転学について（報告） ……	様式 13	(P44)
○ 児童生徒の転学について（照会） ……	様式 13 - 2	(P45)
○ 学校指定の変更願出書 ……	様式 14	(P46)
○ 学校指定の変更通知書 ……	様式 14 - 2	(P47)
○ 児童生徒の転学について（報告） ……	様式 15	(P48)
○ 児童生徒の転学について（通知） ……	様式 15 - 2	(P49)
○ 県内の特別支援学校間の転学相談対象者一覧 ……	様式 16	(P50)
○ 県立特別支援学校から市町村立小中学校等への転学予定 者一覧 ……	様式 17	(P51)
○ 県立特別支援学校内の教育形態変更予定者一覧 ……	様式 18	(P52)
○ 教育形態の変更について（協議） ……	様式 19	(P53)
○ 教育形態の変更届 ……	様式 19 - 2	(P54)
○ 就学相談票 ……	様式 19 - 3	(P55)
○ 転学相談票 ……	様式 19 - 4	(P56)
○ 就学・転学に係る相談資料 ……	様式 20	(P57)